

## 第9回定例会（会議録）

開催日	令和3年9月14日（火）
開催場所	美和公民館 3階 研修室
開催時間	午後1時59分～午後4時35分
出席委員	溝口正己、堀江徹二郎、小笠原英司、南谷恵美子、笹野奈津子
欠席委員	なし
出席者	教育長始め事務局職員9名
傍聴人	0人
議事日程	日程第1 教育長開会のあいさつ 日程第2 前回会議録の承認 日程第3 教育長の経過報告 日程第4 議案第42号 あま市小中学校あり方検討委員会の委員就任の依頼について 議案第43号 後援申請について 議案第44号 令和4年度新入学児童の就学猶予・免除の審査について（非公開） 日程第5 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスに係る学級閉鎖や臨時休業について</li> <li>・令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書の選定結果について</li> <li>・私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するためあま市独自の授業料助成制度の拡充を求める要望書について</li> <li>・あま市甚目寺公民館の閉館時間の変更について</li> <li>・あま市スポーツ顕彰要綱について</li> <li>・あま市文化の杜指定管理者選定委員について（非公開）</li> <li>・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開）</li> <li>・通級児童生徒の入退級願について（非公開）</li> <li>・あま市内教職員人事案件について（非公開）</li> <li>・生徒指導（令和3年度8月）について（非公開）</li> <li>・公文書公開請求について（非公開）</li> </ul>

発言者	議事の大要
	【開会時刻：午後1時59分】
教育長	(開会宣言) (あいさつ)
教育長	日程2、前回の議事録を承認願います。
委員全員	(議事録に署名)
教育長	日程3、教育長の経過を報告する。 (令和3年8月17日～令和3年9月14日の経過を報告)
教育長	(質疑等を許可)
委員	コロナワクチンを打ったかどうかを生徒に手を挙げさせて調べることについては、すべきでないのは当然であるが、学校として調査用紙等を用いて個別にワクチン接種済みか否かを照会することはありうるのか。
教育長	今のところ考えていません。
委員	行事を行うにあたり、ワクチン接種率が高ければ、対策の内容もいくぶんか緩和できるところもあるのではないか。
教育長	そういう考え方もある。
委員	ワクチン接種並びに接種率及びその照会については、国や県から指示、通知やガイドライン等は来ているのか。
教育長	なにも来ていない。
委員	泊を伴う行事を行う場合には、照会することもありうるのではないか。
委員	接種率が50%に進んできて、これから若い層の接種が盛んになってくると予想される。高校受験を前にしてワクチンを打っておこうというニーズもあるだろうと予想される。
教育長	どういう状況かというのを照会したい気持ちも理解できる。ただし、今のところは様子を見るしかない。他市の状況や県教委の動向も注視することとしたい。
委員	東京で、配布されたタブレット端末を使っていじめ行為がおき、自殺した事例が報道に出ていた。あま市のタブレット端末でも、同様のことができてしまうのか。
学校教育課主幹	タブレット端末を自宅に持ち帰って、教職員の目の届かないところで使⽤し始めたら、機能としては実装されているので、可能であろうと思われる。しかし、今のところ自宅へは持ち帰らないというルールで運用しているので、教職員の目の届かないところでの使用はないと言える。 ただし、自宅の無線LANなどでインターネットには繋がないというルールで試験的に持ち帰ることを現在計画している。そのルールを破って自宅でインターネットにつなげてしまったら、見えないところでのチャット等でのやりとりは可能となります。
教育長	愛西市で試験的に1度持ち帰りを実施し、津島市でも来週又は再来週くらいの時期に計画していると聞いています。 あま市においても、慎重に進めていきたいと思っています。各家庭の無線LANアクセス状況についてはアンケート調査を行う予定です。
委員	名古屋市で、各タブレット端末からの情報を自動的に収集して問題になった。そのあたりは気を付けなければならない。
教育長	何が問題となるのか慎重に確認しながら進めないと、思わぬところで問

	題化する可能性がある。保護者の承諾も取りながら進めていく予定です。
	家庭へ持ってきてもらつては困るという家庭もあると予想される。
委 員	機能というよりも、使い方の問題という側面が大きい。
教 育 長	使い慣れない段階で、自宅に持ち帰らせる弊害とも思われる。東京は自宅への持ち帰りはとても速かった。
	タブレット端末の導入自体はこのあたりでは大治町が早かったが、大治町では持ち帰りを既にしているのだろうか。
学校教育課 主幹	大治町では、持ち帰りについては計画段階であると聞いている。
教 育 長	オンライン授業については、学校に来ている子だけでなく、学校に来れない子に対して行うことができるメリットはあるものの、ルール整備や教職員の発信体制についても、あま市においては時期尚早と言わざるを得ない。検討委員会や各校長の意見を聴きながら、少しずつ進めていければと考えている。
委 員	議論にあがっているオンライン授業は、配布したタブレット端末のみなのだろうか、各家庭にあるタブレット端末の使用も含むのであろうか。
教 育 長	基本的に配布したタブレット端末のみの話です。
教 育 次 長	家庭に接続できるタブレット端末があるのであれば、わざわざ重い機器を子どもが持ち帰らなくてもいいのではないかという議論はある。
教 育 長	タブレット端末については、まだまだこれから解決していくかななければならない問題が多くあるが、まずは学校の授業で使えるように17校の学校で頑張ってくれているので、よろしくお願ひします。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程4、議案第42号「あま市小中学校あり方検討委員会の委員就任の依頼について」
学校教育課 長	あま市小中学校あり方検討委員会の委員就任の依頼について 依頼する委員は、名簿のとおりです。 委員として2年間ご意見を頂く予定です。 (以下概略を説明)
教 育 長	名簿にある方々に委員の依頼をしたいと思いますが、よろしいですか。 委員の方々から意見をいただく予定です。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	要綱で委員は15人以内とあるが、名簿にあげられているのは11人だけである。あと4人は埋める予定はないということですか。
学校教育課 長	当初は、この11人に依頼する予定です。
教 育 長	必要に応じて、委員会での議論の進み方によって、さらにこのような分野の方の意見を聞く必要があるのではないかとなつたら、委員会の意見を聴きながら、補充をすることもあります。2年間の期間もありますので、当初についてはこの11名に依頼する予定です。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがが。
委 員 全 員	承認
教 育 長	承認とする。
教 育 長	議案第43号「後援申請について」1件（審査1件）

学校 教育 課 長	「親子ロボットプログラミング体験会」(KINAKO) 2020年に必修化されたプログラミングについて親子で知っていた くイベントです。
	地域の方々に広く知っていただくため申請することです。 (以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
教 育 長	あま市以外に後援名義の申請は出されていないということですか。
学校 教育 課 長	海部管内近隣自治体に照会したところあま市以外には申請していないと 回答を得ています。申請者に確認したところ、本事業の開催場所があま市 内であり、開催場所自治体に後援名義申請をしているとのことです。
委 員	実績一覧に挙げられている自治体は、大都市ばかりですね。
学校 教育 課 長	その通りです。
委 員	開催場所である妙勝寺さんは、このような事業に力を入れていて、何度も 同様事業の開催場所になっているのですか。
学校 教育 課 長	学校教育関係事業の開催場所としての妙勝寺さんは、初めてであると記 憶しています。
委 員	以前、学校教育ではなかったかもしれないが、妙勝寺を会場とした事業 があったのではないか。
生涯 学習 課 長	妙勝寺では、以前、母子寡婦福祉に係る福祉事業の会場となっていました。
教 育 長	何らかのつながりはある可能性はある。主催者ではないため、場所を貸 しているだけの可能性もある。
委 員	あま市とのつながりとしては、会場があま市内にあるということか。主 催者は他県の団体である。
学校 教育 課 長	後援名義の申請の目的としては、地域の方々に広く知っていただくため とあります。
教 育 長	後援名義申請がなかったとしても、例えば新聞の折り込み広告に差し込 むことで地域の方々に知っていただくことは可能であるともいえる。 もちろん、事業そのものは良くないものではない。小中学校の学習指導 要領でもプログラミング学習は必須化されたところである。
委 員	以前に同様事業の申請があったが、その時の結果は。
学校 教育 課 長	却下となりました。
教 育 長	前回の事業については、その後の営利目的も予想されたため。その点で は、今回の事業はそのような様子はみうけられない。
委 員	主催者は、営利団体か。
教 育 長	会則によると、受験生への学習指導、学習イベントの開催、学びのデザ インを行うことで子供達に様々な学びを提供することを目的とする団体と ある。 後援名義を各大都市から受けているところを見ると、適切に事業を運営 しているものとみうけられる。
	この一覧にあるような大都市ではなく、あま市という小さな自治体で今 回後援名義の申請をしているのは、理由は分からぬですね。
委 員	会場使用料は発生しているのか。
学校 教育 課 長	収支予算報告書によると、施設利用費として75,000円が計上され ています。

委 員	N P O なのか、任意団体なのか。任意団体でも後援名義の使用を認めているのか。
学校 教育 課 長	任意団体であると読み取れます。また、任意団体であるか否かは認定には直接関係しません。
教 育 長	主に事業の目的と、主催する団体及び営利目的の事業並びに団体ではないことで判定しています。 本事業は営利目的の事業ではないように見受けられる。
委 員	会則をみると、事業に参加する者は会員になるようになっているようだが。任意に退会出来ると書いているが。
委 員	入会費用ではなく、参加料が 2, 000 円かかる。
委 員	やはり、会員となるのが、気になる。ロボットプログラミングの関係での、今回 1 回だけのものではなく、会員となって、その後に続していくのではないかと心配する。
委 員	以前認定しなかった同様事業もロボットプログラミングの関係事業でしたね。
学校 教育 課 長	その時の会場は、下萱津でした。
教 育 長	人数も今回のものよりもずっと小規模のものでした。今回の事業は 80 組の計画であるが、前回のものは 20 組くらいであった。
委 員	今回事業は、事業のための必要経費とはいえ、2, 000 円を徴収するものと言えなくもない。また、前回の認定しなかった事業は、その事業に参加する事によって、その後の営利活動に繋がっていく可能性が高いと考えられたわけだが、今回のものについては、事業に参加するにあたり、会員になるという部分が気になる。今回のプログラミングだけではなく、その後に続くものという可能性を排除できないように思える。会則でも、学習支援だとか学びのデザインの提供だとかの記載もある。
教 育 長	きっかけがプログラミングで、その後に続く可能性があるということか。
委 員	今回限りではなさそうに見える。
委 員	県外の団体であることもあり、今回資料だけでは、どんな団体かといふことも分かることが限られる。川崎市の駅前本町の川崎フロンティアビルとあるが、住所だけを見ると高額な賃料がかかりそうではあるが。どんなビルなのか分からぬ。
教 育 長	今までの事業実績を見ると、県レベルのものであったり、県庁所在地であったりと、かなり大規模な事業であるように見受けられる。今回はなぜ、あま市なのか。名古屋市は名古屋市で別に開催している様子もある。
学校 教育 課 長	川崎フロンティアビルは、ウェブサイトを検索する限り、川崎市の関係の庁舎等も入っているようなビルのようです。経済労働局、市民文化局等が入っていて、川崎市の庁舎案内のページに川崎フロンティアビルが紹介されています。
教 育 長	分庁舎のようなものかもしれないですね。雑居ビルのようなものではなさそうです。
委 員	そういうつながりがある団体であるということか。
教 育 長	とても難しいですが、判断をしなければならない。
委 員	あえて、あま市教育委員会で後援をする必要があるものか。参加者の範囲として、名古屋市とあま市の子どもに P R するというものですね。

委 員	今回、あま市だけなのか。
教 育 長	名古屋市の学校からも募集をかけると、申請書に書いてある。あま市上萱津であれば、名古屋市とも近いので行きやすい場所であるのだろう。
学校 教育 課 長	申請団体に確認したところ、今回の事業で後援名義の申請を出したのは、あま市だけであると回答を得ています。
教 育 長	名古屋市では既に複数回開催し、後援名義を得ているようだ。会場の自治体に後援名義を申請しているとのことだ。
委 員	あえて、あま市教育委員会で後援する必要があるのかは疑問である。
委 員	あま市の後援名義が受けられなかつたら、あま市の子には声をかけられなくなるのだろうか。
教 育 長	そのような事はないと思われる。あま市教育委員会の後援名義が得られなかつたからといって事業そのものは自由に実施されれば良いし、単にPRに際してあま市教育委員会後援とうたえなくなるだけに過ぎない。 また、後援名義があれば学校で児童生徒にチラシを配布することも可能となりやすくなるかもしれない。
委 員	あま市の認否の傾向としては、営利目的の事業ではないことに加え、全てではないが無料で開催していることや、参加者の範囲は広域ではなく、市内に限定されているものであり、主催団体もあま市にある団体又はあま市に関係性が深い団体であるということがある。 あま市の教育委員会としては、地元の団体又は地元に関係のある団体が主催して、対象についても地元の子としているところは認定する際の判断材料としている。
教 育 長	今回については、地元の団体ではないことと対象があま市だけでなく広域が対象となっているといえる。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	否認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	否認とする。
教 育 長	日程5、その他報告事項について
教 育 長	①新型コロナウイルスに係る学級閉鎖や臨時休業について
教 育 次 長	文部科学省から学級閉鎖や臨時休業を判断するためのガイドラインが示されました。あま市においても、学校での感染拡大を防ぎ、子どもたちの安全を守るために、学級閉鎖や臨時休業の措置をとる際の条件を定め、保護者へ案内をしました。 基本的には、各学校での感染状況を確認しながら、学級内、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合に学校医の意見を聞きながら対応していくということです。 (以下概略を説明)
教 育 長	学校医と相談しながら判断していきます。いつ感染したかによって、重なる日が1日だとか2日だとか状況が違ってきます。2人感染したら無条件で閉鎖というわけではなく、感染状況を一覧表化して確認しながら、学校、学校医と連携を取りつつやっています。

教 育 長	また、閉鎖する学校がでましたら教育委員の皆様にはご報告をします。
教 育 長	近隣市町では、先日大治町の小学校で教職員に陽性反応が出たため安全のために180人規模で出席しないこととなったと聞いている。
教 育 長	親の判断で安全のために出席しないこととなった時には、欠席ではなく出席停止の措置がとられることとなるため、あま市においても学級閉鎖が行われたときだけでなく、安全のため親の判断で出席しないこととした時には欠席ではなく出席停止としている。
教 育 長 (質疑等を許可)	
委 員	学級閉鎖や学年閉鎖をすると、子どもが学校に行かないでの、保護者は急遽仕事を休まなければならない場合もあると予想されるが、そのあたりの苦情等はあったのか。
教 育 次 長	保護者からは、仕方がないことではありますが、仕事を休まなくてはならくて、というようなことであるとか、期間が長いのではないかという連絡が、1、2件ありました。
教 育 長	感染状況等をみながら、当初のお知らせよりも閉鎖期間を短縮した学校もあります。
委 員	学級閉鎖となった場合は、何日間くらい閉鎖となるのか。
教 育 次 長	県教委等の指導を考慮して、5日から7日間ほどとしています。状況によつては、3日など、もっと短い期間となることもあります。 県教委の指導も受けながら、学級閉鎖を実施した場合は校内の消毒を行い、休んでいる子どもたちに風邪症状がないかなど感染の広がりがないか連絡をして確認をし、大丈夫そうであれば校医と相談しながら解除することとしています。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員 (質議なし)	
教 育 長	②令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書の選定結果について
教 育 長	教科用図書採択海部地区協議会から資料のとおりの通知が来ましたのでお知らせします。
教 育 長 (質疑等を許可)	
委 員 全 員 (質議なし)	
教 育 長	③私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するため にあま市独自の授業料助成制度の拡充を求める要望書について
学校 教育 課 長	私学をよくする愛知父母懇談会、愛知私学助成をすすめる会、同朋高校あま市担当の方から、「教育の機会均等」の理念にもとづき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する市独自の授業料助成制度を拡充してくださいという要望書を受理しました。 (以下概略を説明)
教 育 長 (質疑等を許可)	
委 員	毎年出されているものですが、文章が昔と変わってきています。要望の趣旨の中段にあるように国は年収590万未満世帯の授業料実質無償化を実施及び愛知県では年収720万円まで授業料と入学金を無償化し、とあるように、私学についても授業料無償化は進められてきている。 ただし、公立と私立では無償化対象となる年収幅に違いはある。 また、あま市でも私立高等学校等授業料等補助金を実施していて、認定者には年額1万円の支給がある。

	あま市私立高等学校等授業料等補助金は、所得制限はありましたか。
学校教育課長	所得制限を設けています。
委員員	私立高等学校においても、一定所得以下については既に授業料等は無償化しているのだから、補助金については無くすことを検討してもよいのではないかとも思う。 要望書の後半にある施設整備費等が無償化の対象となっていないことについては、私立高等学校だけではなく公立高等学校でも無償化の対象となっておらず、公立高校の生徒も支払っている。 割合として私立高等学校の方が新しく良い施設を使用している所が多いので、公立高等学校と私立高等学校では施設整備費等に違いがあるのは仕方のこととも言えないか。
学校教育課長	所得制限については、あま市の私立高等学校等授業料等補助金で判定に用いる金額は、課税標準額を用いており、国及び県の判定に用いる金額と異なるため単純比較は難しい。あま市の基準である課税標準額500万円は、一般的には、収入になおすと何割か大きな金額になります。
委員員	私立高等学校に行っているからということで補助金が出ているわけですが、授業料等の部分ではどちらも一定所得以下は無償化されており、国公立へ行っている生徒も条件としては、同じような状況になってきているのではないか。私学の生徒のみに出すというのではなく、例えば中学校在学中に就学援助を受けていた生徒には公立高校に通う生徒にも支給するだとか、見直しをしても良いのではないかと思う。逆に私学だからという形での補助金は本当に必要なか見直しても良いのではないかとも思う。 所得の低い方への補助については、教育委員会から補助を行うというよりは、社会福祉だと福祉の分野の補助が本来ではないか。 公立に行きたくても行けずにしぶしぶ私立に行くこととしたという時代も、大昔はあったかもしれないが、その当時の考え方方がそのまま続いているのではないか。 どこかの市町で廃止したところはあるのでしょうか。
学校教育課長	廃止した市町があるのか調査をしております。近隣市町である海部管内、清須、北名古屋、稻沢については、廃止した市町はありません。なお、支給される金額について、あま市を含む海部管内は同じですが、その他市町で所得区分によるところはありますが、より高額な支給がされている市町もあります。 各市に今後見直す又は廃止の予定があるか質問したところ、近隣市町の状況をみながらではあるが、今のところ廃止又は見直す予定はないとのことです。
教育長	あま市においても、今のところ廃止又は見直しは行わず、近隣市町の状況を見守ることとします。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質議なし)
教育長	④あま市甚目寺公民館の閉館時間の変更について
生涯学習課長	あま市甚目寺公民館の閉館時間の変更について 第12回あま市文化祭開催に伴い、あま市公民館条例施規第2条第1項の規定により、甚目寺公民館の閉館時間の変更をお願いするものです。
	(以下概略を説明)

教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質議なし)
教 育 長	⑤あま市スポーツ顕彰要綱について
ス ポ ーツ 課 長	あま市スポーツ顕彰要綱について あま市表彰条例の規定に基づき、スポーツの分野における国際的な活躍を通じて、市民に夢と明るい希望を与える等その功績が顕著であった者に対し、市長が行う表彰に関して必要な事項を定めたものです。 また、今年開催された東京2020オリンピック、パラリンピックに出場された、加納選手及び武藤選手については、あま市スポーツ栄誉大賞の対象となり、加治選手については、あま市スポーツ功労賞の対象となります。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
教 育 長	市長から3名の方を表彰し、記念品を授与するものです。 また、市長からオリンピックでメダルを獲得した加納選手と武藤選手の2名に市民栄誉賞が授与されます。 今後、世界選手権等に出られる方で、夢と希望を与えていただいた方については、表彰をしていくものです。
委 員	員 今回は、スポーツの分野についての表彰ですが、文化面で功績が顕著だった方が、あま市から出てきた場合はどうするのか。将棋の藤井聰太さんみたいな方が出てきた場合は。
教 育 長	今回は、あくまでスポーツの分野の表彰を急遽定めたもので、今後、文化面についても定めていく必要があるだろうと考えています。
委 員	員 要綱中、対象者の項目では、本市の出身者及び本市に縁故の深い者若しくは団体とあるが、縁故の深いとはどの程度を指すのか。練習場があま市にあって、練習に来ていた者は対象となるものか。
教 育 長	練習場が市内にあって、そこで練習していたのみでは、縁故が深いとは考えていない。
教 育 部 長	今後の検討課題とさせてください。第一義としては、在住者と出身者を想定しています。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質議なし)
教 育 長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。 議案第44号及びその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。
	(傍聴人なし)
【次回予定】	・令和3年10月13日(水) 午後2時 定例会 (美和公民館 3階 研修室) 【閉会時刻: 午後3時10分】

この教育委員会定例会会議録の大要は、事実と相違ないことを証するために  
ここに署名する。

令和3年10月13日

教 育 長

松永 裕和

教 育 長  
職 務 代 理 者

溝口 正己

委 員

堀江 徹一郎

委 員

小笠原 英司

委 員

南谷 恵美子

委 員

塙野 奈津子

事 務 局

吉川 誠